

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ガイドライン

米子市福祉保健部福祉政策課

1 事業目的

必要な支援が届いていない者及びその家族に対して、家庭訪問、面談及び同行支援並びに電話及びメール等による働きかけ（以下「家庭訪問等」という。）を行い、それらの者と信頼関係を構築しながら必要な支援を届けることを目的とする。

2 対象者

この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住している者であって、ひきこもりや制度の狭間等により適切な支援機関とのつながりを持っていない者及びその家族とする。

3 事業内容

事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者を早期に発見するため、関係機関と連携し、対象者の情報収集を行う。
- (2) 対象者からの申込を受け、アセスメントを実施する。その後、支援プランの作成及び見直し等について、支援会議又は重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）で検討する。
- (3) 対象者に直接支援を届けるため、支援プランに基づき、家庭訪問等により対象者に丁寧な働きかけを行い、対象者との関係性を構築した上で、適切な支援機関につなげる。

4 中核機関

- (1) 米子市福祉保健部福祉政策課を事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）とする。
- (2) 中核機関は次に掲げる業務を行う。
 - ア 対象者についての情報収集を行うこと。対象者の把握については、米子市障がい者支援課、とっとりひきこもり生活支援センター、訪問支援者、その他関係機関等から中核機関に情報提供が行われることが想定される。
 - イ 対象者からの申込があった場合、アセスメントを実施し、重層的支援会議等により、対象者や支援プランを決定すること。
 - ウ 事業による支援の進行管理及び当該支援の対象者に対する他の支援との連絡調整を行うこと。
 - エ 本ガイドライン第5条「訪問支援者」を決定すること。

5 訪問支援者

- (1) 訪問支援者は次に掲げる業務を行う。
 - ア 中核機関が参加を求めた場合に重層的支援会議等へ参加すること。
 - イ 支援プランに基づき、家庭訪問等を実施すること。
 - ウ 中核機関が指定する研修を受けること。

6 家庭訪問等の手順

- (1) 支援の開始前の面談
中核機関は、対象者と面談を行う。本事業の実施について対象者の同意を得た場合、

次の内容を含めて、支援内容について、対象者の希望を丁寧に聴取する。

- ・ 訪問日時、時間帯、頻度
- ・ 訪問時の対応方法

(2) 支援プランの作成

中核機関は、重層的支援会議等を招集し、対象者や支援プランを決定する。このとき、あらかじめ選定しておいた訪問支援者も会議に参加する。

※これらは暫定的なものであり、柔軟に変更していく。

※この段階で、訪問支援の終了地点を検討しておく。

(3) 支援の開始

ア 支援プラン決定後、中核機関から対象者に訪問支援者を紹介し、支援内容について改めて説明を行う。支援が開始される段階では、本人が支援を受け入れる状態に至っておらず、本人同意を得ることが困難な事例が多いと想定されるが、可能であれば事前に手紙、メモ等で本人にも支援開始を伝える。

イ 支援開始後、必要に応じて他の関係機関と連絡調整を行う。

(4) 支援プランの確認・調整

3か月を目安に重層的支援会議等を開催し、対象者の状況を勘案して、支援プランの妥当性を確認する。必要に応じて支援プランの修正を行う。

7 支援の経過の把握

中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。この場合、中核機関は訪問支援者から「委託業務月間処理状況報告書」の提出を毎月受ける。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象者や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。

8 支援の終結決定の判断

(1) 中核機関は、支援の目標が達成されたかどうか、環境が改善されたかどうか等の評価を行い、支援の終結決定について、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。

(2) 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

9 個人情報の保護及び守秘義務

事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、万全を期す。